

丹沢大山総合調査実行委員会
第8回調査企画部会 議事録（概要版）

日時：平成18年3月10日（金）15:00～17:00

場所：中央農業会館 講堂

出席者（敬称略）

委員 木平勇吉、羽山伸一、青木淳一、勝山輝男、鈴木雅一、糸長浩司、中村道也、川又正人
オブザーバー 磯崎博司

厚木事務局 蓮場、齊藤、阿部、山根、角田、田村、井田、高橋、越地、内山、
中島、辻本、入野、山崎、倉野、吉田、川島、滝沢、深井、橋本、
杉谷、笹川、木村、夏苺、羽太

横浜事務局 水田、小宮、峯村、山田

議事

- (1) 丹沢大山自然再生基本構想素案（第2次素案）について
- (2) その他

< 議事概要 >

- (1) 丹沢大山自然再生基本構想（第2次素案）について （羽山政策WGリーダー）

< 資料1の説明 >

- ・ 7月30日には知事に手渡しをするものを「政策提言書」としてまとめる。同時に、基本構想の本編も渡す。
- ・ 政策提言を裏付けるものとして「資料編」とアトラス丹沢を作る。
- ・ 政策提言に書く中身の案としては、「自然再生委員会の設置（県へ）」、「自然再生委員会への積極的参画と基本構想に即した自然再生事業への取組（国、県、市町村、県民）」、「基本構想に即した丹沢大山保全計画の改訂（県）」、「自然環境保全センター等の整備（県）」。
- ・ 丹沢大山保全計画の改訂にあたって、対策の策定方針についても盛り込む。特に緊急なものは何かということ具体的に10程度の緊急対策として示したい。

< 基本構想第二次素案の内容変更について >

- ・ 「保全・再生」という言葉が混じっていたり、語句の統一がされていなかったが、今回は自然再生の基本構想であるという観点から、すべて「再生」という言葉に統一。
- ・ 【目次の裏】 丹沢大山の主な地名をピックアップして地図に整理。
- ・ 【p5 図1-1-2】「神奈川県における自然環境の推移」について、前回の図がわかりにくいという意見があったため、重要なものに限ってまとめ、差し替え。
- ・ 【p8 1章3】 各特定課題の現状と問題点が記載されている。要因関連図は、原因・現状・問題を統一。
- ・ 【p40 2章1】 これまでの議論で、再生手法については非常に煩雑であるという指摘を受けたため、「保存」「回復」を「自然の力で再生（受動的手法）」、「復元」「修復」を

「人の力で再生（能動的手法）」、「創出」「維持活用」を「人の力で積極的に活用（活用的手法）」という3つに大きく区分。

- ・【p 4 4】「自然再生の枠組み」の説明の最後の部分に、環境教育への取り組みが非常に重要だということに記載。
- ・2月11日のWSで、「人工林・二次林域」という景観域の名称について、「人工林域」に統一したらどうかという意見が多かった。現段階の2次素案ではまだ修正はされていないが、このようにすべて変更するべきか。
- ・【p 4 9 2章3-2】「景観域ごとの目標」で、ここで掲げられていた再生目標と、各特定課題に書かれている再生目標が一部ずれていたため修正。
- ・【p 5 1 3章1】「事業の体系と評価」は、1次素案までは「施策の体系」という言葉を多用していたが、自然再生事業は、必ずしも行政機関だけが実施主体というわけではないため、「施策」を「事業」という言葉に統一。政策提言の中では「施策」という言葉を使う。
- ・第1次素案までは、「全体計画」や「全体計画図」という言葉が使われて混乱していたが、第2次素案からは、「特定課題対策マップ」に統一する。この対策マップを作成するにあたっては、さまざまな既存の土地利用規制なども勘案しながら、緊急性や重要度の高いものを特定して、事業を実施する。
- ・優先的に事業をする場所を、「重点対策区域」と呼び示す。
- ・複数の特定課題の重点対策区域が同じ流域で重なる場合、そこでは多様な課題について、共通な目標、事業を横断的に進めるために「統合再生流域」という名前に統一。
- ・【p 8 3】「統合再生流域」は新たに起こした項であるが、これらの重点対策区域が重なる集中的に対策が必要な流域を、ブナ林、人工林、溪流、シカの4つの視点から試作したものを記載した。これを統合再生流域と呼び、p 8 3は、能動的手法、受動的手法、活用的手法のそれぞれを、どのような考えで、どのような対策を行うかという例をここで記載した。
- ・【p 8 5】3章5「実行体制」は、シンポジウムやその他の意見から、自然再生委員会と実行機関の2つについて、役割を記載。「再生委員会」は、多様な主体が参加し、本構想に従って統合的に自然再生事業を進める協議機関を指す。「中核機関」は、モニタリングや人材育成、情報整備などの自然再生の基盤を担う機関（仮称で「自然再生センター」と、森林管理や野生動物管理、環境教育など、自然再生事業の支援や実施を担う中核機関（仮称で「自然再生事業団」とした。

<資料3について>

- ・用語解説のページを作成。リストは未定稿であるが、最終的に7月30日には完成する予定。
- ・最終的には、簡単な語句説明は脚注、概念的な用語については巻末に付ける。
- ・

<資料4について>

- ・これまで、総計で348件にのぼる意見が寄せられた。これらについて、措置済み、未措置の内訳を整理した。
- ・対応が困難なものが、記載されているような理由から14件ある。

<資料5について>

- ・ 今後のスケジュールは、3月21日の実行委員会で、今日の2次素案へのご意見を反映させて、構想の素案を提出する。
- ・ 4月の中旬には、確定した素案をHPで公開。
- ・ 最終的には6月9日の調査企画部会で、構想案の段階にして提出。その後の実行委員会で確定。

< 補足説明 >

常任委員会で公明党の金子議員より、総合調査に関する基本的な質問が出たため、概要と現在進行中であるという説明を行った。

< 質疑応答 >

- ・ 特定課題ごとの要因連関図は、「ブナ林の再生に関わる要因連関」ではなく、ブナ林の衰退の要因連関ではないか。
「特定課題に関わる」に訂正。
- ・ 「人工林・二次林域」の名称について、イメージは人工林というより、二次林なので、二次林という言葉は外すべきではないのではないかと。
二次林はどちらかということ、里地里山に入るのではないかと。
二次林という言葉を外すのであれば、景観域という表現ではなくなるが、「中標高域」という言葉のほうがよいのではないかと。
「人工林・二次林域」も、異質なものが2つ並んでいるという意味なので、これでもわからないわけではない。実態を表しているのではないかと思う。「・」は使い方によっていろいろなので、そのように考えることもできる。
原案の「人工林・二次林」のままにして、必要があれば注釈をつけるということで一同了承。
- ・ 「鬱蒼としたブナ林の再生」は、シカ以外の要因でブナ林が衰退しているということもある。人の影響についても文章に盛り込まなければならないのではないかと。
「人間活動やシカの影響」ではどうか。
広域の問題としての「大気汚染」と、その場での問題としての「シカの影響」、ということがわかればいいのではないかと。
「広域の大気汚染やシカなどの影響」で一同了承。
- ・ 「自然再生委員会への積極的参画と基本構想に即した自然再生事業への取組」については、誰に提言するのか。
再生委員会を設置する県に提言し、設置した上で、広く呼びかけることも県に提言する。
- ・ 「自然環境保全センターの整備」は、具体的にどういうことか。
基本構想が確定した後に、これを受けて具体的に出したい。
- ・ 「保全センター」ではなく、「自然再生センター」に変更されているのはなぜか。
今ある組織をはめ込むことはできないので、あえて書かなかった。いずれにしても、自然再生を行うためには、中核機関として、基盤機関と実行機関の2種類の組織が必要だと考えている。
- ・ 「人工林の再生の方向」で、再生目標のところ「生業」という言葉が使われているが、林業は生業として成り立つのかどうか疑問である。今は神奈川県がやろうとしている水源環境保全税で森林管理をしていくしか方法はないのではないかと。生業という言葉には違和感がある。

今ある荒廃林の再生について、集中的な林業体制と荒廃部分の整備を行政側でやらなければいけないということを、強調しておくべきなのではないか。

生業ということはどうとらえるかということによる。短期で見ればたしかに今は成り立たない。また、生業は専業だけで成り立つもののことを指すのかどうかということもある。

「生業も成り立つ人工林への再生」ではなく、「森林への再生」であるから、複合的な取組の中で進めていくということになるのではないか。

林業は補助金を前提として行われていることが多いので、ここでの生業とはそういうものだとし
てはどうか。

林業だけで生活できるという意味で受けとられないように、もっと広い意味で文章を少し入れる
ことで、一同了承。

- ・ 前回の実行委員会では、自然再生協議会へ移行するためのつなぎとして自然再生委員会を位置づけ、
県の計画についてチェックしていく組織ということで承認されている。今の提案を受け取るのは現
状では難しい。また、自然再生事業団は、第3セクターと受け取られる。第3セクターは社会的に
廃止の傾向であり、現実的には無理がある。水源環境保全税についての記述も、関係する事業を実
行委員会で主体的にやるということは難しい。水源環境保全税は、議会承認を得た12の事業のみ
に限るとされているので、現実的には不可能である。

「自然再生センター」ではなく、現状ある「自然環境保全センター」のほうがわかりやすい。保
全センターの機能の拡充という表現をしてほしい。

水源税が使える12の事業の内、県民参加型の調査や再生に関しての補助金を出すという項目が
あるため、それを活用できる。

現在の水源環境保全税の幅を広げるとか、内容を変える、というような誤解が生じないような書
き方にしてほしい。

「自然再生委員会」は、再生法に基づいた協議会ではない。自ら資金調達することも視野に入れ、
必ずしも県からの出資だけを意味しているわけではない。

自然再生委員会は、実行委員会として了承されたかもしれないが、政策検討WGではこれまで、
将来的にこういった新たな委員会や中核機関が必要であるということは議論してきた。

事業団については、再生委員会に比べると議論が不足している。

中核機関の中に県が100%出資する自然再生センターが自然環境保全センターの拡充であるとし
ると、もう一つ別に完全な民間で、NPO等の形で環境教育や森林管理や野生動物の保護管理など
のソフト的なものを担う機関も考えられる。それらが合体したものに、再生委員会が深く関わる
というイメージであれば、新たな形の民間と県とのプラットフォームになるのではないか。

名称についてはまだ異論があるため、再生センターは保全センターにし、事業団については、ま
た別の仮のものをつける。

- ・ 自然再生事業は、自然再生委員会がやるというイメージなのか。

自然再生委員会に参加した実施主体がそれぞれ行うイメージ。

保全センターの事業だけでなく、他の部署の事業も書かれているため、保全センターがやること
を明確にし、人材育成やモニタリングの実施を書いてはどうか。

事業団がすべての事業を実施するというのではなく、例えば技術的な支援や一部の事業の手伝
いをするという連携を考えている。

自然再生法に基づいた自然再生協議会を将来的に設けるということを、はっきり書いた方がよい

のではないか。

その意見には異論がある。自然再生協議会ということで自然再生法の下にあると、環境省の事業になってしまう。丹沢大山の自然を守る時には、霞ヶ関の論理ではなく、神奈川県論理でもっと幅広くやっていくことが、この総合調査の考え方で、提言の方向ではなかろうか。

自然再生委員会でも、自然再生推進法が決めたものであっても、それ自体がそれほど具体化していないので、神奈川方式というものが実現できるであろう。

P86 の図は、調査企画部会としてどういうことを希望しているのかがはっきりわかる形で修正するというので、一同了承。

- ・ 政策検討ワーキンググループのタスクとして示されている「自然環境のランドデザイン」とは、再生目標の将来像ということで理解してもよいのか。

「ランドデザイン」は、特定課題ごとに対策マップを作って、実際の再生事業をやるための重点対策区域というものをあぶり出し、再生目標に向かってこれが必要であるということを表す地図が重なり合ったものである。

- ・ 政策検討ワーキンググループは、「緊急性の高い問題解決に必要な施策事業の提案」と、「分野別の問題解決に必要な施策事業の提案」ということを目的で立ち上げられたが、分野別ではなく、景観域ごとの整理で進められているのではないか。

まずどこでやるのかということが必要なため、場の議論として景観域に分けてそれぞれの課題を整理した。ただ、8つの特定課題のうち、横断的な課題4つについては、それぞれに緊急性が高い課題があるということがわかってきたため、それぞれの特定課題ごとに行動計画を作って、優先順位の高いものから事業をすすめてはどうかということをご提案したいと考えている。

- ・ 今回出された意見を元にした2次素案の修正については、羽山ワーキングリーダーと部会長に一任する。

以上